

（仮称）「鎌倉市犯罪被害者等支援条例」（案）の概要に対する市民意見と市の考え

No.	該当ページ	意見の内容	市の考え方
1	P2	○犯罪等の定義について ・犯罪等の定義を「主に、殺人罪、強盗致死罪、不同意性交罪、不同意わいせつ罪、監護者わいせつ罪など」と例示しているが、例示の範囲を広げてほしい。 ・わいせつ行為を主眼に置っていますが、他自治体の条例の逐条解説には「犯罪等」の定義である「犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為」に「いじめ」の関する記載があり、意識して記載すべきといえます。	・本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策や詳細については、要綱や条例逐条解説を作成し公開することとしています。いただいた御意見を踏まえ、犯罪等が示す罪種については、逐条解説において示してまいります。
2	P4	○精神的な被害を受けた場合の心理相談に係る支援について ・「心理相談」は犯罪等によって受けた心の傷に対する支援策としても表面的な効果が期待できない印象をうけました。犯罪被害者の多くは心の傷を一生ひきずることになります。相談などという形式的な支援策ではなく「精神的な被害を受けた場合の【心理ケア】に係る支援」とすべきです。 ・犯罪被害者に生きる力を与えるためにも鎌倉市は一步踏み込んだケアまで施策化すべきです。最近では、悲嘆ケア、グリーフケアを専門とするNPOサポーターが幅広く活躍しています。このような団体やボランティアと連携することは有益な支援策につながるものと考えます。	・本条例は犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めるものであり、具体的な施策や詳細については、要綱や条例逐条解説を作成し公開することとしています。いただいた御意見を踏まえ、要綱において、心理相談の内容については、犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減又は回復できるよう心理学の専門知識及び技術を有するカウンセラーによるカウンセリングの実施など、具体的な支援策として示してまいります。 ・いただいた御意見を踏まえ、今後の施策の実施に当たっては、犯罪に遭われた方が適切な相談窓口につながり必要な支援が受けられるよう、庁内関係部署をはじめ関係機関や関係団体等と連携・協力してまいります。
3	P5	○支援を行わないことができる場合について ・「市税・市の収入金の未納がある方を対象外とする」旨、明確に記載すべきです。もし難しい場合でも、逐条解説において「社会通念上適切でないと認められる場合」の事例に「市税・市の収入金に未納のある場合」、という記載を願います。 ・当該住民サービスを行うために、市民の会費である市民税等が使われます。憲法に納税の義務が明確に規定されている以上、当然の義務を果たすべきといえます。	・市税・市の収入金の未納がある方への行政サービス提供の可否については、公平性の観点からご意見があることは承知していますが、本支援制度は、犯罪被害直後の生活支援や経済支援をはじめ、犯罪に遭われた方などの生活に対する福祉的な支援の側面があることから、税等の納付・未納状況を支援要件とする考えはありません。
4	—	○被害者等への支援について ・いじめによって登校が困難になった場合、学区を越えて転校できるようになると子供を守ることにつながると考えます。	・市では「鎌倉市指定校変更基準」を定め、いじめを含め、教育的配慮が必要な場合等においても指定校（通学先）の変更ができるものとしており、引き続き、子どもが安心して就学できる教育環境を提供できるよう努めてまいります。
5	—	○被害者等への支援について ・被害者の方が長期、かつ定期的にカウンセリングを受けられるように支援いただきたいです。	・ご意見を参考としながら、カウンセリングについては、十分に支援ができる制度にしています。
6	—	○防犯について ・犯罪は予防することが1番かと思います。下記も合わせてご検討いただければ幸いです。 1 家庭、町内の防犯カメラ設置を市として推進 2 街灯を増やし、公道に面する緑地は見通しがよくなる程度に剪定 3 護身術の講座	・市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現を目指し、犯罪の予防を行うため「地域ぐるみで犯罪の機会を与えないまち」を基本理念とした「鎌倉市安全・安心まちづくり推進プラン」に基づく各種事業を実施しているところです。 ・推進プランでは、自治会町内会等が設置する地域防犯カメラ及び街灯（防犯灯）に対する補助事業を実施しているところであり、市民、警察、行政が連携・協力しながら、総合的かつ計画的に取り組んでいくことで、犯罪を予防し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。 ・市が管理する公道において、道路上の樹木が原因で見通しが悪くなっている場合は市において剪定作業等を行っており、民有地等の樹木が越境し、見通しが悪い場合は市から土地所有者又は樹木管理者に対し、適正に管理していただくよう個別に通知しています。 ・現在、護身術の講座は行っていないですが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。